

業務及び財産の状況に関する説明書類

第 13 期 令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日まで

令和 6 年 8 月 30 日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名 オリエン特監査法人

所在地 東京都千代田区神田駿河台 2 丁目 11 番 16 号さいかち坂ビル 402

代表者 西田 誠

一．業務の概況

1．監査法人の目的及び沿革

（目的）

1．財務書類の監査または証明の業務

2．財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務

（沿革）

平成 23 年 9 月 1 日 設立。

東京都港区芝大門 1 丁目 4 番 4 号ノア芝大門 901 号に主たる事務所、大阪府大阪市浪速区難波中 1 丁目 10 番 4 号南海野村ビル 11 階に従たる事務所を置く。

平成 25 年 1 月 20 日 千葉県市川市市川 1 丁目 12 番 22 号市川ビル 6 階に従たる事務所を置く。

令和 1 年 10 月 1 日 主たる事務所を東京都千代田区神田駿河台 2 丁目 11 番 16 号さいかち坂ビル 402 に移転する。

令和 2 年 7 月 1 日 従たる事務所を大阪府大阪市浪速区難波中 1 丁目 10 番 4 号南海野村ビル 11 階から大阪府大阪市浪速区難波中 3 丁目 9 番 3 号に移転する。

令和 3 年 2 月 8 日 従たる事務所（大阪府大阪市浪速区難波中 3 丁目 9 番 3 号及び千葉県市川市市川 1 丁目 12 番 22 号市川ビル 6 階）を廃止する。

令和 5 年 2 月 1 日 大阪府大阪市中央区平野町三丁目 1 番 6 号に従たる事務所を置く。

2．無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別
無限責任監査法人

3．業務の内容

（1）業務概要

当監査法人は、金融商品取引法監査及び会社法監査をはじめとする法定監査、公開準備会社に対する監査等、監査業務を主たる業務としております。また、株式公開に向けた支援業務、M&A に関するデューデリジェンス業務、その他経営指導業務・相談業務等、非監査証明業務を実施しております。

当期の監査証明業務は、金融商品取引法・会社法に基づく監査：5 社、会社法に基づく監査：4 社、私立学校振興助成法に基づく監査：6 法人、労働組合法に基づく監査：1 法人、その他の法定監査：1 法人、その他の任意監査：8 法人となりました。また、非監査証明業務は、13 法人となりました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項
該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
金商法・会社法監査	5社	5社
会社法監査	4社	0社
学校法人監査	6法人	—
労働組合監査	1法人	—
その他の法定監査	1法人	—
その他の任意監査	8法人	—
計	25	5

(4) 非監査証明業務の状況

- ・大会社等に対して行った業務
該当なし
- ・その他の会社等に対して行った業務
 - ・1法人に対して合意された手続き業務を提供致しました。
 - ・8法人に対してショートルレビューを実施致しました。
 - ・1法人に対して会計コンサルティング業務を提供致しました。
 - ・3法人に対して会計アドバイザー業務を提供致しました。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当監査法人の経営の基本方針は、職業的専門家集団として監査の品質管理を最優先に行動し、高品質のサービスを提供することによってクライアントの皆様の成長と発展に寄与し、資本市場のゲートキーパーとして日本社会の経済活動に貢献することにあります。

基本方針の実現にむけて、監査品質の維持・向上及び高度な専門能力と職業倫理観の保持を重視しており、継続的かつ発展的な組織体制の整備・構築、規程の運用状況のチェック、自己研鑽等を行うことにより、公認会計士として期待される専門性を含めた社会的要求に応えるべく、公正な業務実施を組織的に促進することができる適正規模の監査法人を目指しております。

清く楚々とありながらも、自らの信念を貫き、クライアントの皆様に寄り添い、後押しが出来る、そんな監査法人でありたいと考えております。

② 経営管理に関する措置

当監査法人は社員会で品質管理担当責任者、その他、業務執行において必要とされる責任者を選任するとともに、その職責を決定しております。

社員会は毎月定例的に、また、必要に応じて随時開催され、当監査法人の経営方針の決定と経営管理、職業倫理及び法令の遵守状況の管理、品質管理方針の決定等の重要事項を決定しております。社員会での決定事項は最高経営責任者である理事長、品質管理担当責任者等からすべての社員、職員に伝達しております。

③ 法令遵守に関する措置

公認会計士法、金融商品取引法、会社法、日本公認会計士協会が公表する会則等を遵守するため、当監査法人は会議や研修等を通じて周知徹底を図っております。

また、法令違反等事実が判明した場合は、遅滞なく品質管理部及び社員会により検討することとしております。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

①業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保（独立性の保持のための方針の策定）

a. 職業倫理の遵守

「日本公認会計士協会倫理規則」、「品質管理基準報告書第1号」等に基づき、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を「品質管理規程」に定め、職業倫理に関する研修の実施及び受講確認、顕在化した問題への対応等を実施しております。

b. 独立性

独立性の保持のための方針及び手続を「品質管理規程」に定めております。当監査法人並びに社員及び職員が、独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年一定時期現在及び必要となる時点において「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する阻害要因の有無を調査しております。また、監査業務ごとに、当該監査に関与する社員及び職員に対して業務開始時及び監査意見表明時（必要に応じて期中）における独立性に対する阻害要因の有無を確認しております。独立性を阻害するような状況や関係が識別された場合には、「品質管理規程」に基づきこれに対応する適切な措置を講じ、その過程を文書化しております。

c. ローテーションの方針及び手続

公認会計士法及び日本公認会計士協会の倫理規則等に準拠したローテーションの方針及び手続を「品質管理規程」及び「＜別表＞大会社等社員ローテーションルール」に定め、大会社等の監査業務においては、監査責任者及び審査担当者は7会計期間を超えて関与できず、インターバル期間として筆頭監査責任者は5会計期間、審査担当者は3会計期間、監査責任者は2会計期間を必要としております。

d. 報酬依存度

報酬依存度については、監査業務の特定のクライアントに対する報酬依存度が一定割合を占めるかどうかについての具体的な判断基準を15%としております。

なお、2年連続して報酬依存度が15%を超える場合又は超える可能性が高い場合には、2年目の監査意見を表明する前に当監査法人の構成員ではない公認会計士による監査業務に係る審査と同様のレビュー（監査意見表明前のレビュー）を受けるというセーフガードを適用することとしております。

②業務に係る契約の締結及び更新

監査契約の新規締結及び更新に関する方針及び手続は「品質管理規程」に定めており、関与先の事業内容・財政状態及び経営成績・経営者の誠実性・ガバナンスの状況・会計方針及び経理能力・内部統制の状況等、契約条件及び業務リスク（不正リスクを含む）とともに、当監査法人の関与先に対する職業倫理の遵守・独立性の保持・監査資源の確保の状況その他の重要事項を検討し、その過程を文書化しております。

監査契約の新規の締結又は更新は、当監査法人が人的資源を確保し、適正に業務を実施するための能力を有している場合のみ行っており、監査責任者は、監査契約の新規の締結及び更新が、当監査法人の定める方針及び手続に従って適切に行われていることを確かめた上で、品質管理部における検討を経て、社員会の承認を受けております。

なお、当該契約の新規の締結及び更新に重要な疑義をもたらす情報を入手した場合には、原則として受嘱しないこととしております。

③業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任

ア. 社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬は、担当している職務内容、能力、業績、品質管理業務への貢献等を総合的に勘案し、評価規程に基づいて社員会で決定しております。

イ. 社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

全ての専門要員が日本公認会計士協会会則で定める必要な単位数を履修していることを確かめております。また、監査業務において重要な研修（当年度の基準等の改訂[会計・監査・税務・法令等]、インサイダー取引規制や独立性、その他コンプライアンスや情報セキュリティに関する研修等）を指定し、受講を義務付けております。

なお、毎期定期的に（12月末までに及び2月末頃に各1回、その後3月末に向けて毎週継続して）履修状況をモニタリングし、履修義務未達成者に督促を行うことにより、全ての専門要員が自主的・能動的に能力開発を行うための意識向上を図っております。

ウ. その他

監査チームのメンバーの選任は、業務内容と複雑さが類似している業務への実務経験や適切な訓練を通じて得られた監査業務の理解の程度、関与先が属する産業に関する知識、職業的専門家としての判断能力やコミュニケーション能力等を考慮し、十分な監査時間が確保されるよう配慮して、監査業務の遂行に必要な適性及び能力を有する専門要員をそれぞれの監査業務に選任しています。

また、専門要員の採用にあたっては、書類選考及び面談により、当監査法人の業務の遂行に必要な適性及び能力を有し、適切な資質をもった人材を採用しています。

専門要員の評価においては、監査業務の品質管理に対する姿勢を重視し、能力、適性、業績を考慮して実施し、当該評価結果を昇給・昇格・人材育成に反映しています。

④業務の実施及びその審査

ア. 専門的な見解の問合せ

当監査法人は、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項については、監査チームより審査担当者に事前に相談の上、品質管理部が取りまとめることとし、品質管理部より当監査法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問い合わせ、討議等を通じて、専門的な見解を入手することとしております。

イ. 監査上の判断の相違の解決

監査上の判断の相違を解決するための必要な方針及び手続を「品質管理規程」に定めております。

監査チーム内、監査責任者及び監査チームと審査担当者との間において、監査上の判断の相違が生じた場合には、監査責任者は品質管理部へ報告するとともに、品質管理部において報告内容を検討し、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置を講じます。

監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が解決できない場合、品質管理部は当監査法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問い合わせ、討議等を通じて、専門的な見解を入手し、社員会において監査上の最終的な判断を行うこととしております。なお、監査上の判断の相違が解決しない限り監査報告書は発行しません。

ウ. 監査証明業務に係る審査

「品質管理規程」において、審査の詳細を定めております。すべての監査業務について所定の審査の受審を求めており、監査計画の策定及びその修正、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するために、十分かつ適切な経験と職位等の資格を有する審査担当者を監査業務ごとに選任し、審査を実施し、審査が完了するまでは監査報告書を発行してはならないものとしております。

エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

監査調書の不適切な変更を防止するため、監査調書は、電子調書システムを利用した保管を原則としています。

監査調書は、原則として監査報告書ごとにまとめ、その最終的な整理期限（アーカイブ）は、当該業務に含まれるいずれか遅い監査報告書日から起算して60日以内と定めております。

なお監査調書のアーカイブ後は、原則として監査調書原本の持ち出しや編集等は出来ない運用ルールを定めており、例外的な対応として、持ち出しや編集等を行う場合、下記の手順に則り、履歴が明確に残るモニタリング体制を構築しております。

- ・過年度の監査業務の紙面調書について

原則として、すべて外部倉庫に搬出して保管を行う。

外部倉庫からの取り寄せは品質管理部員のみが行えるものとし、取り寄せた場合は履歴が記録される。

監査チームは、取り寄せた紙面調書について品質管理部員の立会いの下で閲覧を行う。監査調書原本の事務所外への持ち出しは禁止とし、持ち出し用のコピーが必要な場合、同じく品質管理部員の監視のもとでコピーを行うものとする。

- ・電子調書システムのアーカイブファイルについて

アーカイブ処理後、品質管理部員のみがアクセス可能な共有フォルダにアーカイブファイル（原本データ）を保管する。

監査チームにおいて、電子調書システム上でアーカイブを解除して編集等の作業を行った場合、作業員の履歴が記録されることによりアーカイブ後に編集等が行われたファイルであることを特定できるとともに、品質管理部にて保管しているアーカイブファイル（原本データ）との比較により、差分を把握できる仕組みとなっている。

⑤業務の品質の管理の監視に関する措置

当監査法人では、品質管理のシステムの監視は品質管理部が所管し、個々の監査業務において、法人全体の品質管理のシステムが有効に運用されているかを、常に監査計画、監査実施過程、監査意見形成等のプロセスを通じて監視しております。

また、日常的な監視の他に、定期的（原則として1名のパートナーにつき少なくとも3年に1回）に監査実施状況を検証することとしております。

さらに、監査の品質向上及び法令順守体制の強化に資するほか、監査業務に対する不服や疑義の申立てを行うことができるように、法人内外それぞれの通報窓口を設け、特に外部の通報窓口についてはウェブサイト上に連絡先を記載し、通報に適宜対処するための体制を整備しております。なお、法人内部と外部の通報窓口担当者は、別者を設定しております。

⑥業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者の選任その他の責任の所在の明確化に関する措置

当監査法人及び個々の監査業務における品質を合理的に確保するため、「監査に関する品質管理基準」、「監査における不正リスク対応基準」、品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準報告書220「監査業務における品質管理」に準拠して、当監査法人における品質管理に関する方針及び手続を定めております。

品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負う品質管理担当責任者として品質管理部長を選任し、理事長が当監査法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っております。

⑦監査事務所間の引継

会計監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について、監査基準報告書900「監査人の交代」に準拠し、監査業務の引継を適切に実施することを「品質管理規程」に定めております。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当監査法人の社員は全て公認会計士であり、特定社員制度を採用していないため、公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことはないと考えられることから、特段の措置は講じておりません。

- (4) 直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

令和 5 年 1 月

- (5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

当監査法人の理事長である代表社員 西田 誠 は、当監査法人の第 13 期（自：令和 5 年 7 月 1 日 至：令和 6 年 6 月 30 日）の業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認いたしました。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項

- (1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称

該当事項はありません。

- (2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当事項はありません。

- (3) 当該業務上の提携の内容

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

- (1) 提携を行う外国監査事務所等の称号又は名称

該当事項はありません。

- (2) 提携を開始した年月

該当事項はありません。

- (3) 業務上の提携の内容

該当事項はありません。

- (4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

該当事項はありません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
12人 (6人)	一人	12人 (6人)

(注) ()内は代表社員数であります。

なお、当監査法人は、特定社員制度を採用しておりません。

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	決議及び協議機関	12人	－	12人
理事会	協議機関	6人	－	6人

三. 事務所の概況

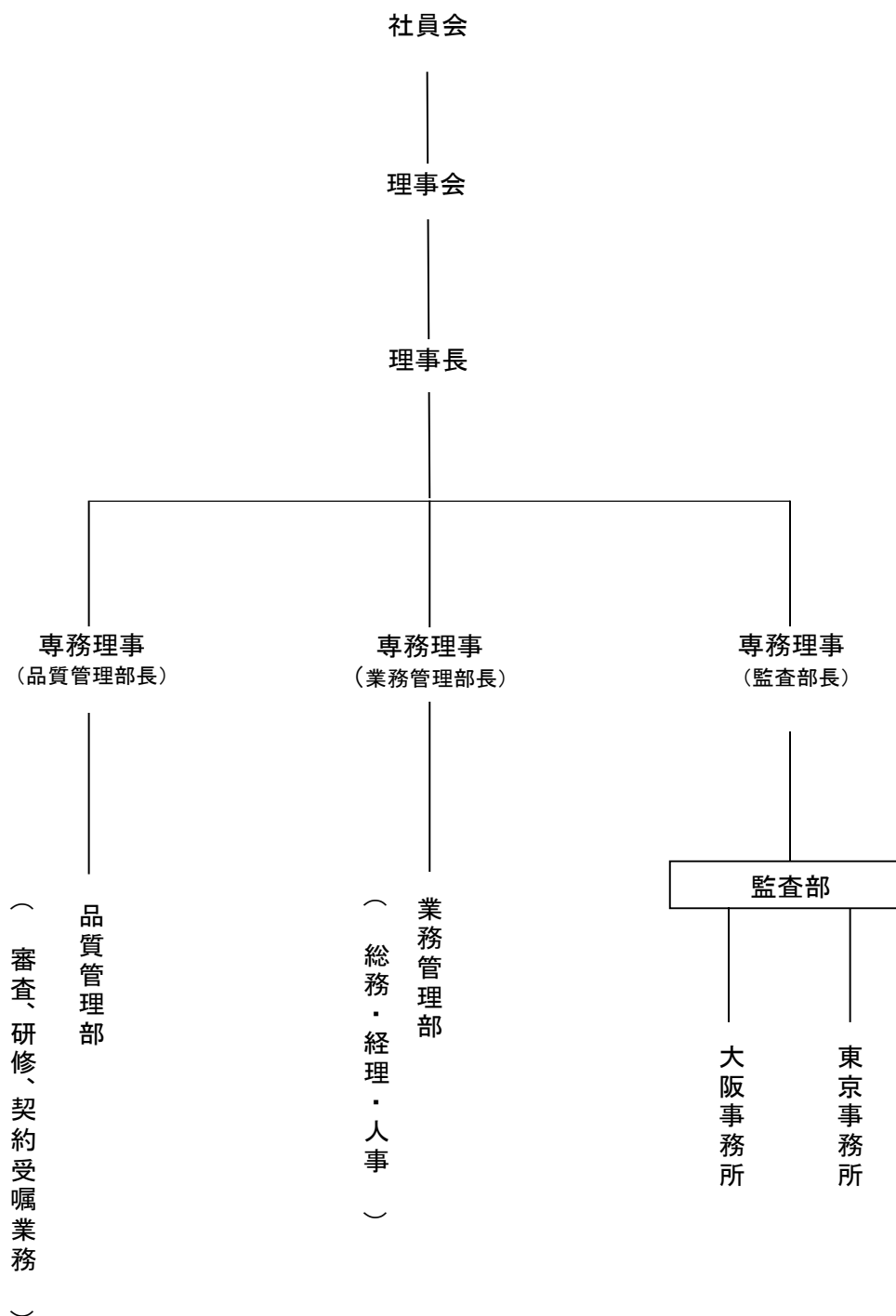
事務所名	所在地	設置年月日	備考
(主) 本部・東京事務所	東京都千代田区神田駿河台2丁目11番16号 さいかち坂ビル402	令和1年10月1日	統括者(西田 誠)
(従) 大阪事務所	大阪府大阪市中央区平野町三丁目1番6号 ビズミックス淀屋橋905	令和5年2月1日	所長(神戸宏明)
計 総事務所数 <u>2</u> カ所			

事務所名	社員数		使用人数				計
	公認会計士	特定社員	公認会計士	公認会計士試験合格者等	監査補助職員	その他の事務職員等	
(主) 本部・東京事務所	7人	0人	0人 (18)	0人 (0)	0人 (0)	1人 (0)	8人 (18)
(従) 大阪事務所	5人	0人	2人 (8)	0人 (2)	0人 (0)	1人 (0)	8人 (10)
計	12人	0人	2人 (26)	0人 (2)	0人 (0)	2人 (0)	16人 (28)

()内は非常勤の人数

四. 監査法人の組織の概要

令和6年6月30日



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第12期	第13期
売上高		
監査証明業務	55,186	232,701
非監査証明業務	3,962	15,512
合計	59,149	248,214

2. 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人のため、添付を省略しております。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人のため、添付を省略しております。

六. 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

監査種別	被監査会社等の名称
金商法・会社法監査	(株)ゼネラル・オイスター
金商法・会社法監査	(株)ジーネクスト
金商法・会社法監査	ダイトーケミックス(株)
金商法・会社法監査	(株)御園座
金商法・会社法監査	(株)ドーン